

構造改革特区の第2次提案に対する政府の対応方針・別表1  
(平成15年2月27日 構造改革特別区域推進本部)

表 1 構造改革特区において実施することができる特例措置 (第 2次提案追加分)

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制の特例措置の概要	所管省庁
910	株式会社の医療への参入	医療法第 7条第 5項	株式会社の医療への参入については、自由診療の分野という前提で、地方公共団体等からの意見を聞き、6月中に成案を得て、15年度中に必要な措置を講ずることとする。	厚生労働省